

新しい社会福祉法人 制度の概要

法人経営の適正化と財務規律の確保を目指して

目次

1	改正の背景	2
2	改革のポイント	3
3	新しいガバナンス構造の概観	4
4	評議員及び評議員会について	6
5	役員と理事会について	10
6	役員の義務と責任	17
7	社会福祉充実計画について	19
8	事業運営の透明性と情報公開義務	21
9	所轄庁の監督等	22
10	現存社会福祉法人の新制度対応手続きについて	23

凡例（法令略語）

法	社会福祉法
令	社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令
則	社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令
一般法人	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

1 改正の背景

社会福祉法人は、公益性の高い社会福祉事業を行うことを目的とする非営利法人として、長年にわたり、福祉サービスを提供する中心的な役割を果たしてきました。

この間、福祉サービスの利用の仕組みが行政による措置から利用者との契約に移行し、また、特定非営利活動法人（NPO法人）など非営利組織や株式会社など多様な経営主体による社会福祉サービスへの参入が進むとともに、社会福祉のニーズも多様化・複雑化してきました。

他方、手厚い税制上の優遇措置を受けている社会福祉法人の経営体制について、組織体制（ガバナンス）の改善、透明性の確保、財務規律の強化などを求める厳しい指摘も受けてきました。

平成28年3月31日に公布された「社会福祉法等の一部を改正する法律」による新しい社会福祉法人制度は、社会福祉法人が今後も地域福祉の中心的な担い手としての役割を果たすことができるよう、平成18年の公益法人制度改革も踏まえて、公益性と非営利性を備えた法人としての在り方を徹底する観点から改革が行われたものです。



2 改革のポイント

改革の主要点は次の5点です。

経営組織の ガバナンスの 強化

- ・ 議決機関としての評議員会を必置
- ・ 役員・理事会・評議員会の権限・責任の明確化
- ・ 親族等特殊関係者の役員等への選任の制限
- ・ 一定規模以上の法人への会計監査人の導入 等

事業運営の 透明性の確保

- ・ 閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大
- ・ 計算書類・現況報告書・役員報酬基準の公表に係る規定の整備 等

財務規律の 強化

- ・ 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与を禁止
- ・ 純資産から事業継続に必要な財産の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額（「社会福祉充実残額」）を明確化し、社会福祉充実残額がある社会福祉法人に社会福祉事業等の実施計画（「社会福祉充実計画」）の作成を義務付け 等

地域における 公益的な取組を 実施する責務

- ・ 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金で福祉サービスを提供することを責務として規定

行政の関与の 在り方

- ・ 都道府県の役割として、市による指導監督を支援
- ・ 経営改善や法令順守について、柔軟に指導監督する仕組み（勧告等）に関する規定を整備
- ・ 都道府県による計算書類等の収集・分析・活用、国による全国的なデータベースの整備 等

3 新しいガバナンス構造の概観

新社会福祉法人の経営を担う、法人統治機関は、評議員（評議員会）、理事（理事会）、監事及び一定規模以上の法人における会計監査人です。

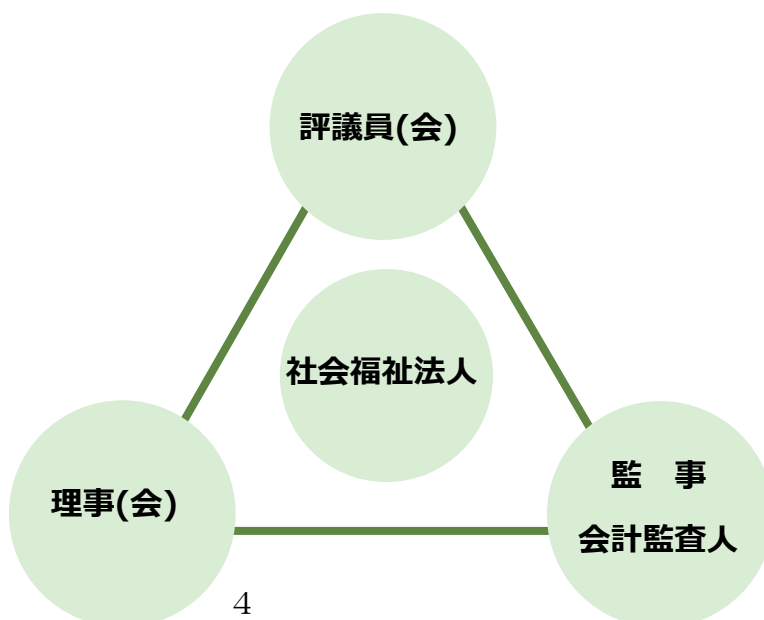
評議員会はこれまで、任意設置の諮問機関でしたが、今回の改正で、必置の機関となり、役員や会計監査人の選任又は解任、役員報酬の決定、定款の変更などの重要事項を決定する議決機関となりました。

理事会については、業務執行に関する意思決定機関として位置づけられるとともに、理事の職務の執行の監督、理事長の選任・解任など、理事及び理事長に対して牽制機能を働かせます。

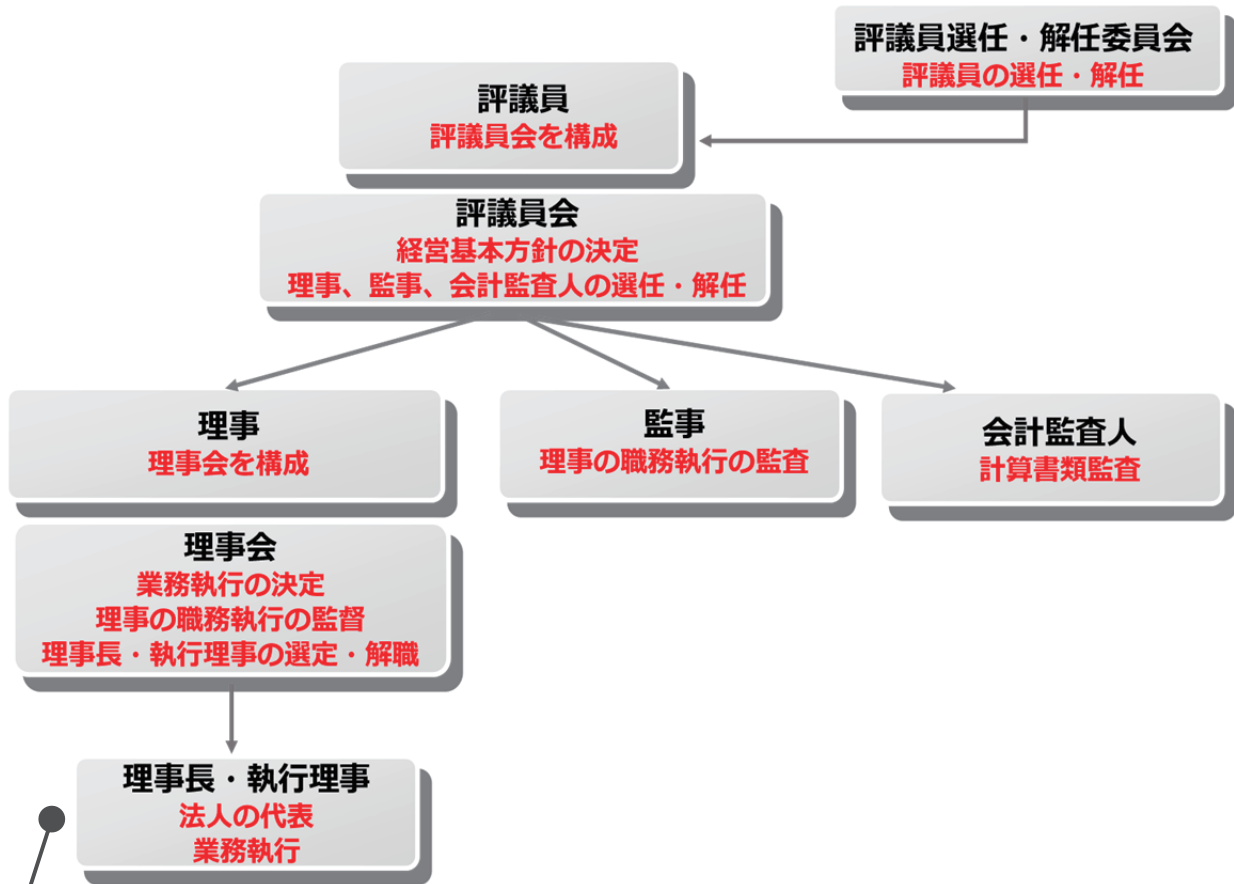
一定規模を超える社会福祉法人には会計監査人を置くことが義務付けられ、公認会計士又は監査法人が計算書類等の監査を行います。

また、社会福祉法人と評議員、理事、監事、会計監査人は、委任の関係であることが法に規定され、これによって善管注意義務（善良な管理者の注意をもって委任事務を処理する義務）を負い、義務を怠った場合には、損害賠償責任を負うこととなります。

このように、評議員会・理事会による役員等の牽制、会計監査人による監査、役員等の権限・責務・責任が明確化されたことにより、ガバナンスの強化が図られることとなります。



社会福祉法人の各機関と権限分配



解説

組織における3つの権限、すなわち、意思決定、業務執行、監査の3機能が適切に3つの機関に分配され、相互牽制機能がしっかりと働く機関設計となりました。



前年度決算において収益30億円又は負債60億円を超える法人（特定社会福祉法人）は、必ず会計監査人を設置しなければなりません。

この規模以下の法人においても任意に会計監査人を置くことができます。

なお、厚生労働省では、会計監査人を設置する法人の規模について、平成31年度以降段階的に対象範囲を拡大する方針としています。